

# 宮崎日本大学高等学校 野球部後援会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「宮崎日本大学高等学校野球部後援会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、宮崎市島之内 6822-2「宮崎日本大学学園」内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宮崎日本大学高等学校野球部の健全な発展と、伝統を培うことに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. チームの健全育成に関する事業
2. その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、理事会の承認を得て会員となる。

期間：当年4月～翌年3月末まで（1年間）

※ 入会期間は、当年の6月末までとする。

(会員の退会)

第6条 本会の会員は、次の場合は退会したものとする。

1. 会費の納入を拒否したとき
2. 会から除名されたとき

第7条 会員で本会の名誉を毀損し、または目的に反するような行動があったときは、理事会の決議によって除名することがある。

## 第4章 役 員

(役員)

第8条 本会の会員の推薦により、次の役員を置く。また理事会推薦による顧問を置くことができる。

役員任期は、2ヶ年とし、再任を妨げない。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 1 名
3. 理 事 若干名
4. 事務局長／会計 1 名
5. 会 計 監 査 1 名
6. 顧 問 若干名

(会長の任務)

第9条 会長は本会を代表し、会の運営を総括する。

(副会長の任務)

第10条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(理事の任務)

第11条 理事は、会務の執行にあたる。

(事務局長の任務)

第12条 事務局長は、本会の会務全体を掌握し、正常かつ円滑な運営に努める。

(会計の任務)

第13条 会計は、本会の総理を担当する。

(会計監査の任務)

第14条 会計監査は、本会の会務を監査する。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

1. 定期総会：毎年1回6月末までに開催し、本会の目的の推進を図り、会務の報告その他関係事項を審議する。
2. 臨時総会：会長が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上の要求があったときに臨時に開催する。
3. 理事会：理事会は、役員をもって構成する。必要に応じ随時開催し、会の業務執行に関する一切の事項を決定する。

(総会の成立)

第16条 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状含む）により成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議事の可決)

第18条 総会の議決または承認は、出席会員（委任状含む）の過半数以上の賛成をもって決定する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第19条 次の事項は総会に付議しなければならない。

1. 会則の改正
2. 役員を選任
3. 予算、決算および事業報告
4. 事業計画
5. 会の解散
6. 理事会で総会にかけると決した事項

## 第6章 会 計

(会費)

- 第20条 1. 本会の会費は、一口3,500円とし、期首に一括して納入するものとする。  
ただし、必要ある場合は、臨時会費を徴収することがある。
2. 事業年度途中の退会は、入会月に係わらず年額会費を納入するものとする。
3. 納入された会費はいかなる理由によるも返還しない。

(会員)

本会は、会員名簿および会員証を作成し送付するものとする。

本会員は、本校が甲子園出場した場合は、無償で甲子園に行くことができる。

ただし、甲子園の入場料は別途とする。(応援バス)

(事業年度)

- 第21条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第7章 附 則

- 第22条 本会則に定めなき場合は、その都度理事会にて協議決定する。

(施行)

- 第23条 この会則は、平成29年4月1日より施行する。

### 第20条 会員証 (例)

